

## 久留米競輪場再整備運営に係るPFI等導入可能性調査業務 仕様書

### 1 業務の名称

久留米競輪場再整備運営に係るPFI等導入可能性調査業務

### 2 業務の目的

久留米市では、老朽化した久留米競輪場を再整備すべく、平成29年度に「久留米競輪中期運営計画（平成29年度～平成38年度）」、令和元年度に「久留米競輪事業収益向上基本構想」を策定し、「久留米競輪場再整備基本計画」を策定中である。

本業務は、これらを踏まえ、民間の専門的な技術、手法、情報、経験を活用したPFI等の導入の可能性について、定量的な比較・定性的な評価を行ったうえで、総合的な観点から最適な事業方式を選定することを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月30日まで

### 4 提案上限額

業務に関する費用は、4,537,500円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

※上記金額を超えた提案は失格とする

### 5 対象となる施設

久留米競輪場（福岡県久留米市野中町2番地）及びその関連する施設等

### 6 業務内容

#### (1) 事業内容の整理

久留米競輪場再整備にあたり前提条件となる事業内容を整理する。

※整理にあたっては、「久留米競輪場中期運営計画（平成29年度～平成38年度）（平成30年3月久留米市）一抜粋」、「久留米市競輪事業収益向上基本構想（令和2年3月久留米市）」、「久留米競輪場再整備基本計画（案）（概要版）」、「久留米競輪場再整備基本計画（案）一抜粋」を参照すること。なお、それぞれの資料で重複する内容については、時点が新しい資料（最も新しい資料は「久留米競輪場再整備基本計画（案）」）の内容が現時点での久留米市の考察である。

#### (2) 事業スキームの整理

久留米競輪場再整備基本計画（案）等を踏まえた試算手法の検討

#### (3) PFI等手法の検討

本事業で想定される事業方式を比較検討する。

- ・類似参考事例の整理・分析
- ・関係法令、税制、支援制度等の整理
- ・事業方式、事業形態、事業期間、導入範囲の検討

- ・リスク分析及びリスク分担の検討

(4) 民間事業者の参加意向及び資金調達可能性の把握

民間事業者から意見・関心度の調査など、民間参入の可能性等について調査する。

(5) P F I 等導入可能性の評価

- ・従来手法と P F I 等手法との定量比較（V F M 評価）
- ・定性的評価
- ・課題整理
- ・導入の可否についての総合的評価

(6) その他

- ・打合せ

業務の進行・検討状況に合わせ、本業務が円滑に進むよう適宜本市と打合せを行うこと。

なお、受託者は打合せ資料を作成し、打合せ終了後は速やかに議事録を作成し、本市へ提出すること。

- ・その他、本業務に付随するもの。

(7) 報告書の作成

上記(1)から(6)を踏まえて、報告書を作成すること。

## 7 提出書類

(1) 契約締結後速やかに提出する書類

- ・業務着手届 1 部
- ・業務計画書 1 部
- ・業務体制表 1 部

(2) 業務完了時に提出する書類

- ・業務完了届 1 部
- ・報告書（本編） 1 部 A 4 版
- ・報告書（概要版） 1 部 A 4 版
- ・参考資料 一式（業務上作成した資料、提供可能参考文献等の全て）
- ・報告書の原稿データ 一式

(3) その他、委託者が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

## 8 再委託について

(1) 受託者は、本業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者へ委託してはならない。ただし、本業務の一部を書面により、あらかじめ久留米市へ届出を行い、承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 受託者は、久留米市の上記承諾を得て本業務の一部を第三者に委託したときは、この仕様書に定める事項を第三者に遵守させなければならない。

## 9 成果品の提出・検査・取扱い

(1) 成果品として上記 7 (2) を提出すること。

(2) 提出場所

〒839-0862福岡県久留米市野中町2番地

久留米市商工観光労働部競輪事業課（久留米競輪場）

(3) 成果品の検査

受託者は、業務完了後遅滞なく成果品を提出し、久留米市の検査を受けること。

なお、納品後に成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講じること。

(4) 成果品の取扱い

本業務の成果品の取扱いは、次のとおりとする。

- ・本業務の成果品に関する著作権は、検査完了の時をもって受託者から久留米市に移転及び帰属する。
- ・受託者は成果品を複製し、これを第三者に譲渡又は継承させてはならない。

## 1 0 業務実施体制

(1) 本業務を行うために必要な能力、技術力及び実績を有する者を配置すること。

(2) 原則として、本業務公募型プロポーザルにて業務担当予定者として提案した者が業務を担当すること。なお、担当者が事故、病気又はその他やむを得ない事由によって業務を遂行できなくなった場合は、担当者と同様以上の能力、技術力及び業績を有する者を配置し、久留米市の承諾を得なければならない。

## 1 1 契約解除事項

(1) 本業務公募型プロポーザルによって提案した体制と実際の体制が著しく変更され、同プロポーザルにおいて提案した内容を達成することが困難であると認められた場合、久留米市は本業務の契約を解除することができる。

(2) 受託者が久留米市に虚偽の報告を行う、又は本仕様書の内容を遵守しない、久留米市の指示に従わない等不誠実であることが明らかであることが認められる場合、久留米市は本業務の契約を解除することができる。

## 1 2 損害賠償責任

受託者は、業務履行の結果、受託者の責に帰すべき理由によって久留米市に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

## 1 3 その他

(1) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合又は本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、久留米市と受託者は協議のうえ対応を決定する。

(2) 受託者は本業務の実施にあたって、久留米市商工観光労働部競輪事業課及び関係部局と連携して円滑に業務を遂行すること。

**【暴力団排除に関する事項】**

受注者は、当該業務の実施に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。